特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年7月31日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併協議会 会 長 中 村 功 一

記

- 1.合併関係市町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。
- 2.新市における特別職については、下記のとおり取扱う。
- (1) 常勤特別職については、新市において新たに選任する。
- (2) 行政委員会の特別職については、法令等の定めるところに従い調整する。
- (3)審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職については、現に合併関係 市町に設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、現行 の制度をもとに統合・調整し、新市において新たに選任する。

協議事項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目No.	8
------	----------------	---------	---

特別職の現状

1.常勤特別職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
市町長	H14.12. 1~H18.11.30	H14. 4.22~H18. 4.21	H15. 2. 1~H19. 1.31	H11. 7.16~H15. 7.15	H14. 4.28~H18. 4.27
助役	H15. 1. 1~H18.12.31	H12. 4. 1~H16. 3.31	H15. 4. 1~H19. 3.31	H13. 1. 1~H16.12.31	H14. 6. 1~H18. 5.31
収入役	H15. 1. 1~H18.12.31	H14. 4. 1~H18. 3.31		H12. 1. 1~H15.12.31	H12. 1. 1~H15.12.31

2.非常勤特別職

議会議員(協定項目NO.5で協議)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
任期	H11.8.15~H15.8.14	H15.4.30~H19.4.29	H11.10.16~H15.10.15	H12.2.11~H16.2.10	H11.10.5~15.10.4

地方自治法第180条の5の定めにより設置しなければならない委員会(行政委員会)・・・資料3参照

行政委員会・・・資料3参照

種類	委員数					
教育委員会	各市町5名(教育長を含む)					
選挙管理委員会	各市町 4 名					
公平委員会	各市町 3 名					
監査委員	各市町 2 名					
固定資産評価審査委員会	八日市市 9 名 永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町…各 3 名					
農業委員会(協定項目NO. 6 で協議)						

審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職・・・資料4参照

協議事項

特別職の身分の取扱いについて

協定項目No.

8

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年・法律第67号)

- 第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。
- 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。
- 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解₍₁₎ 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 職することができる。
- 第168条 都道府県に出納長を置く。
- 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させ ることができる。
- 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
- 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。
- 6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねる ことができない。
- 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役 に準用する。
- 8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定 に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。
- 9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない い委員会は、次の通りである。
- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
- (4) 監査委員
- (第2項 省略)
- │3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならな い委員会は、次の通りである。
- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会 (第4項から第8項 省略)

地方公務員法(昭和25年・法律261号)

(一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
- (1)の(2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- (1)の(3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委 員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

協議事項

特別職の身分の取扱いについて

協定項目No.

8

地方自治法第180条の5の定めにより設置しなければならない委員会及び委員の概要

行政委員会

事項		組 織(委員会の身分的取扱等)			身分的取扱等)			
種類	法令の根拠	権限	委員	数	数 任 期		選任の方法	合併直後の取扱い
	法180の8 地教行法2~15	教育機関の管理、教職員の任免、学校の組 織編成等、教育・学術・文化に関する事務 の管理執行		人	4	年	議会の同意を得て長が任命	市長職務執行者が、合併関係市町の教育委員の中か ら臨時の委員を選任する。
								(地教行法第18条第1項)
選挙管理委員会	法181~194	選挙に関する事務、これに関係のある事務の管理	4	人	4	年	議会において選挙	合併関係市町の委員の互選により、定めた者をもっ てあてる。
								(地方自治法施行令第4条)
公平委員会	法202の2(1)(2)	職員の勤務条件に関する措置要求・不利益	3	1	4	年	議会の同意を得て長が選任	
	地公法7~12	処分にかかる審査	3	^	4	4	議会の问息を侍し長か選任	
監查委員	3 、 2 5 2 の 3 5 、 2 5 2 の 3 6 、 2 5 2 の 3 8	財務に関する事務の執行・経営にかかる事 務の管理・一般行政事務の執行に関する監 査の実施・外部監査契約に基づく監査に関 する事務	市3~	2人	4	有する者	議会の同意を得て長が選任	新市長就任後の最初の議会において、同意を得る まで設置しない。
	~ 2 5 2 0 4 4				4年(任	期満了)		
農業委員会	(協定項目No.6で協	3議)	•		•			
固定資産評価審査	法202の2(5) 地税法423~428	固定資産課税台帳に登録された価格に関す る不服の審査決定	3人に	以上	3	年		市長職務執行者が、合併関係市町の委員の中から選 任する。 新市長就任後、再度、合併関係市町の委員の中から 選任する。
							(地税法424条の第8項)	

法 : 地方自治法 地教行法:地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

地公法:地方公務員法 地税法 :地方税法

協議事項 特別職の身分の取扱いについて 協定項目No. 8

非常勤特別職の調べ(平成15年4月1日現在)

NO.1

区分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
総合(発展)計画審議会委員					
特別職報酬等審議会委員					
顧問弁護士					
公務災害補償等認定委員会委員					
公務災害補償等審議(査)会委員					
臨時選挙管理委員会委員					
投票管理者					
投票立会人					
開票管理者					
開票立会人					
選挙長					
選挙立会人					
選挙管理委員会補充員					
賞じゆつ金審査委員会委員					
防災会議委員					
情報公開審査会委員					
個人情報保護審議会委員					
事務嘱託員					
区長					
統計調査員					
固定資産評価員					
固定資産評価補助員					
特別土地保有税審議会委員					
法律相談員(弁護士)					
地域開発審議会委員					
建築物等実態調査員					
建築審査会委員					
都市計画審議会委員					

区分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
国民健康保険運営協議会委員					
介護保険運営協議会委員					
母子厚生嘱託員					
障害認定判定医					
嘱託医					
予防衛生医師					
町医					
産業医					
厚生嘱託員 総務					
委員 心身障害児教育推進協議会委員					
心身障害児就学指導委員					
民生委員推薦(会)委員					
高齢者保健福祉推進会議委員					
市民健康づくり推進協議会委員	 				
母子福祉推進員					
老人措置判定会議委員					
保健福祉計画審議会委員					
保育所運営委員会委員					
環境審議会委員					
環境保全対策審議会委員			_		
環境保全審査会委員					
廃棄物減量等推進審議会委員					
地域環境推進長					
廃棄物不法投棄監視員					
公害対策審議会委員					
	•				

協議事項 特別職の身分の取扱いについて 協定項目No. 8

区分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
バス導入委員会委員 (学識経験者・一般)					
市・町営住宅運営委員会委員					
市・町営住宅管理人					
住宅新築資金等貸付調査委員会委員					
町営住宅人居者選考委員会委員					
住宅運営委員					
水防協議会委員					
明るい選挙推進委員					
簡易水道運営委員					
公共下水道事業審議会委員					
水道事業運営委員					
水道水源保護審議会委員					
土地利用促進対策審議会委員					
土地区画整理審議会委員					
土地区画整理事業評価員					
山村開発センター等運営協議会委員					
町営林運営委員会委員					
町営林看守人					
国民宿舎運営委員会委員					
損害評価会委員					
農業委員会委員補助員					
農業組合長					
農業所得標準審議会委員					
農薬安全使用対策委員会委員					
同和対策推進協議会委員					
同和事業促進協議会委員					
同和教育啓発協力員					
商工業振興審議会委員					

					NO.2
区分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
林業村落振興推進活動協議会委員					
林業構造改善協議会委員					
猟区運営委員会委員					
墓地管理人					
生活改善センター運営委員					
公設地方卸売市場運営協議会委員					
公民館長					
公民館運営審議会委員					
図書館運営協議会委員					
図書サロン運営委員					
社会教育委員					
社会教育(生涯学習)指導員					
社会同和教育指導員					
社会同和教育推進員					
児童館運営委員会委員					
青少年問題協議会委員					
青少年育成推進員					
体育指導委員					
スポーツ振興審議会委員					
文化財保護審議会委員					
文化財専門委員					
歷史博物館運営委員会委員					
伝統的建造物群保存地区保存審議会委員					
地域総合センター運営委員					
文化センター運営委員					
文化学習センター運営委員会委員					
農村運動広場運営委員					
学校体育施設開放事業運営委員会委員					

協議事項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目No. 8
------	----------------	-----------

区分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
学校医					
幼稚園医・保育園医					
学校歯科医					
幼稚園歯科医・保育園歯科医					
園・学校薬剤師					
学校評議員 (幼稚園評議員を含む)					
学校給食運営委員会委員					
学校給食センター運営委員					
消防団長					
消防団副団長					
消防団分団長					
消防団副分団長					
消防団部長					
消防団班長					
消防団運転手					
消防団員					
機関団員					
人権尊重(擁護)審議会委員					
女性問題リポーター					
女性アドバイザー					
女性町政モニター					
男女共同参画社会づくり懇話会委員					
コミュニティーネットワーク放送番組審 議会委員					
ほのぼの顕彰選定委員会委員					
西堀榮三郎記念探検の殿堂運営協議会委 員					
西堀榮三郎記念探検の殿堂顕彰者審議会 委員					
河辺いきものの森運営委員					
女性の人権相談員					

					NO.3
区 分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
小口簡易資金貸付審査会委員					
市民活動支援事業審査委員会委員					
市制50周年記念事業準備委員会委員					
在宅介護支援センター運営協議会委員					
児童虐待防止ネットワーク協議会委員					
住宅需要実態調査員					
地域教育力・体験活動推進協議会委員					
介護相談員					
町史編纂委員					